

令和5年度 学校いじめ防止基本方針

刈谷市立亀城小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。
(いじめ防止対策推進法より)

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。またどの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

全教職員で構成する「いじめ・不登校対策全体会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートやQ U検査の結果の集約、分析、対策の検討を学期ごとに行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だより「文禮」やホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。「聴き合う」関係を経営の柱として、授業を中心に学校生活全般において実践する。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

ア 生活アンケート（年４回）やＱＵ検査（４年生以上年２回）を定期的に実施し、事後には学級担任が全児童との個人面談を確実に実施する。これらの活動により、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。「聴く」ことを基本として問題の本質を十分に探り、課題を明確にする。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報・相談を受けたら該当学年・学級、生活指導主任、総務職員等を中心とした学校いじめ対策組織において情報を共有し組織的に対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

キ いじめが解消している状態に至った場合も、被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、事案に応じて、学校職員に加え適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(2) 学校いじめ防止基本方針に基づくいじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、「いじめ・不登校対策委員会全体会」でいじめに関する取組の検証を行う。

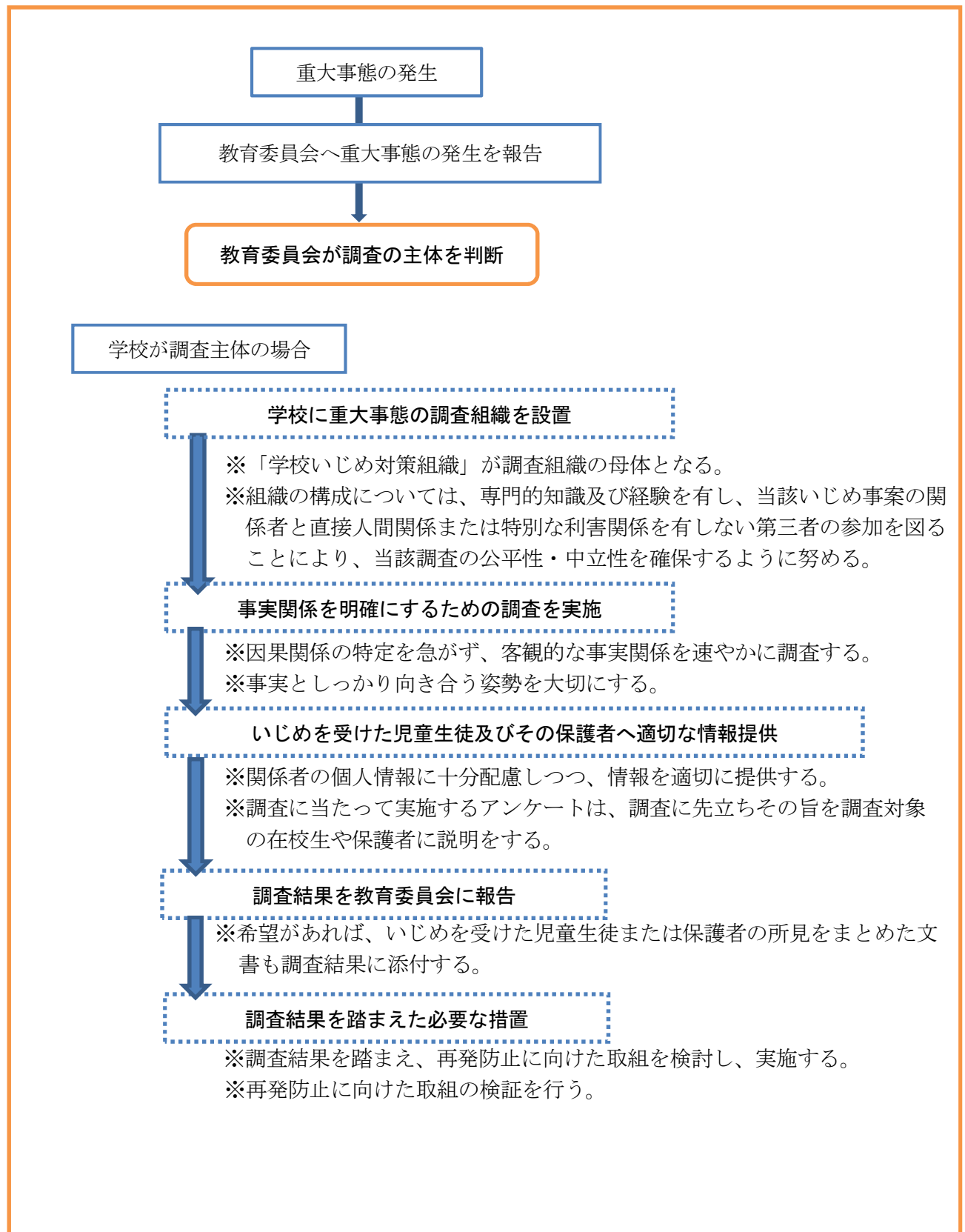
6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」は４月に保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



<参考資料 取組の年間計画例>

	いじめ・不登校対策全体 会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との 連携	
4月	P↓D↓C↓A↓P↓D↓C↓A↓P↑	○相談室やＳＣの児童生徒、 保護者への周知 ○学級開き	○いじめ相談窓口 の児童生徒、保 護者への周知	○ＰＴＡ総会での 「学校いじめ防止 基本方針」の説明	
5月		※なかよしグループ顔合 わせ（異年齢集団活 動） ○いじめ防止合言葉づく り	○身体測定 ○面談週間		
6月		○情報モラル指導（ネッ トモラル） ○外部講師によるネット モラル講座	○ＱＵ検査 （４年生以上） ○「生活アンケー ト」（全学年）	○学校運営協議会 ○授業参観 ○民生・児童委員懇 談会	
7月		○全教職員による 「自己評価アンケ ート		○個別懇談会	
8月					
9月				○身体測定 ○「生活アンケー ト」（全学年）	○授業参観
10月			○情報モラル指導（ネッ トモラル）	○ＱＵ検査 （４年生以上）	○いじめ防止モニタ ー会議（ＰＴＡ実 行委員・理事会）
11月			○いじめ防止キャンペ ーン参加	○「生活アンケー ト」（全学年） ○面談週間	○学校運営協議会
12月		○全教職員による 「取組評価アンケ ート」の実施→検 証	○人権週間（講話・劇） ○赤い羽根募金活動 ○福祉実践教室		○個別懇談会
1月		○いじめ対策カウ セリング研修会	○保健指導（命の大切さ） ○長縄大会	○身体測定	○授業参観（道徳） ○いじめ防止モニタ ー会議（ＰＴＡ実 行委員・理事会）
2月		○教職員自己評価		○「生活アンケー ト」（全学年） ○面談週間	○保護者への学校評 価アンケート ○学校運営協議会
3月		○「基本方針」の見 直し	※６年生を送る会 ※なかよしグループお別れ 会（異年齢集団活動）		○民生・児童委員懇 談会
通 年	○全教職員による 情報交換 ○対応策の検討	※縦割り清掃、なかよしグ ループ遊び（異年齢集団 活動） ○道徳教育、体験活動の 充実 ○わかる授業の実施 ○あいさつ運動	○健康観察の実施		

※新型コロナウイルス感染症の状況によって活動の有無を判断